

別表十三（二）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法第47条から第49条まで（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第47条から第49条までの規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「代替資産の取得等のため(7)又は(7)のうち特別勘定残高に対応するものから支出した金額14」は、特別勘

定の設定後の事業年度（連結事業年度）に代替資産を取得したときでその取得価額が次により計算した金額を超えるときには、その計算した金額を記載します。

$$\text{その取得等の直前の特別勘定残額} \times \frac{7\text{の金額}}{8\text{の金額}}$$

3 法人が法第48条第6項の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（法第48条第6項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額19」には、法第48条第6項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。